

小笠原諸島振興開発特別措置法の概要・経緯

1. 目的

- ・小笠原諸島の基礎条件の改善、地理的・自然的特性に即した振興開発
 - ・旧島民の帰島促進
- 小笠原諸島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上

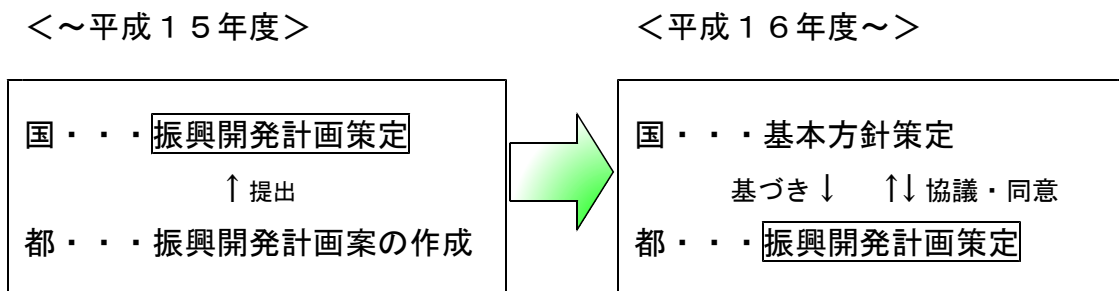
2. 経緯

- ・昭和44年、5年間の時限立法として制定。以降、適宜名称や目的を変更しつつ、5年毎に延長を重ねている。
 - 昭和44～53年度 小笠原諸島復興特別措置法
 - 昭和54～63年度 小笠原諸島振興特別措置法
 - 平成元～現在 小笠原諸島振興開発特別措置法
- ・現行法は、平成16年度当初から施行、平成20年度末（平成21年3月）が期限。

3. 概要

(1) 国の基本方針、都の振興開発計画（5年間）

平成16年の改正より、振興開発計画の策定主体を国から都とした。



(2) 主な支援措置

○都や村が行う事業に対する特別の助成

- ・公共事業に係る補助率かさ上げ

(例)

道路整備（改築）

内地	1 / 2
離島	5.5 / 10
小笠原	3 / 5

港湾整備（水域・外郭施設）

内地	4 / 10
離島	8 / 10
小笠原	9 / 10

- ・ 予算枠の確保（一括計上）と弾力的運用

内地の補助採択基準に適合しない小規模事業（道路整備、ほ場造成、砂防、地すべり等）や補助制度のない事業（観光交流施設、船舶建造）に対し補助を実施。

○旧島民の帰島における税制上の優遇

旧島民の帰島を促進するため、内地での財産処分や小笠原での不動産取得に伴う、所得税や不動産取得税に対し、控除の特例を実施。

（参考）独自の制度に基づく支援措置

- ・ 離島航路補助（国及び都の補助制度）

「離島航路整備法」に基づき、当該航路を維持するために、離島航路事業者に対し、必要な補助金を交付する。

- ・ 生活物資輸送費補助（都の補助制度）

島内物価の安定を図るため、小笠原諸島への船舶による生活物資の運搬（東京～小笠原諸島間、小笠原相互間）に要する輸送費を予算の範囲内で補助する。

- ・ 生産物貨物運賃補助（都の補助制度）

島民の生活安定及び定住促進を図るとともに産業振興に寄与するため、農漁業生産物及び関連物資の運搬に要する輸送費を、予算の範囲内で補助する。

- ・ 旧島民帰島貨物輸送費補助（都の補助制度）

小笠原諸島における旧島民の帰島援護を図るため、東京、小笠原諸島間及び小笠原相互間の船舶による引越荷物の運搬に要する輸送費を予算の範囲内で補助する。